

清水港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

令和4年 11 月

清水港港湾管理者

静岡県

目 次

1 変更理由	1
2 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 水域施設計画	2
2-2 小型船だまり計画	4
2-3 臨港交通施設計画	8
3 土地造成及び土地利用計画に関する資料	9
3-1 土地造成及び土地利用計画の変更	9
3-2 土地利用計画	10
4 環境の保全に関する資料	11
4-1 環境への影響と評価	11
5 その他の資料	12
5-1 新旧法線対照図	12
5-2 静岡県地方港湾審議会委員名簿	13

1 変更理由

1. 新興津地区において、漁業者や海上バス事業者からの要請及び船舶の大型化に対応するため、小型船だまり計画を変更する。また、港における賑わい空間を創出するため、土地造成及び土地利用計画を変更する。
2. 三保地区において、小型栈橋の利便性向上及び船舶の大型化に対応するため、水域施設を計画する。また、港湾と背後地域とのアクセス性の向上を図るため、臨港交通施設を計画する。

2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 水域施設計画

(1) 計画変更の必要性

三保地区の小型栈橋について、現港湾計画では、現在就航している海上バスの発着施設および近年需要が高まっている大型プレジャーボートに対応可能な施設として計画されている。

計画対象船舶である30m級の大型プレジャーボートは、大型化が進み必要水深2mを超えるものが増加していることから、小型栈橋が計画されている水域において十分な水深を確保する必要がある。

よって、大型プレジャーボートの安全な航行及び係留に対応可能となる水域施設を確保するため、泊地及び航路・泊地を計画するものである。

(2) 今回計画する水域施設の規模及び配置

今回計画する泊地及び航路・泊地の規模及び配置は次のとおりである。

表 2-1-1 今回計画する泊地、航路・泊地の規模及び配置

区分	地区名	水深(m)	面積(ha)	計画種類	規模及び配置の考え方
泊地	三保	3.0	0.2	新規計画	対象船舶である全長30m級の大型プレジャーボートの係留及び航行に必要な面積を小型栈橋前面に確保する。 なお、船舶の回頭については、沖合にて行うものとする。
航路・泊地	三保	3.0	0.2	新規計画	



図 2-1-1 今回計画する泊地、航路・泊地の位置図

(3) 操船例図

今回計画する泊地及び航路・泊地に係わる操船例図は、次のとおりである。

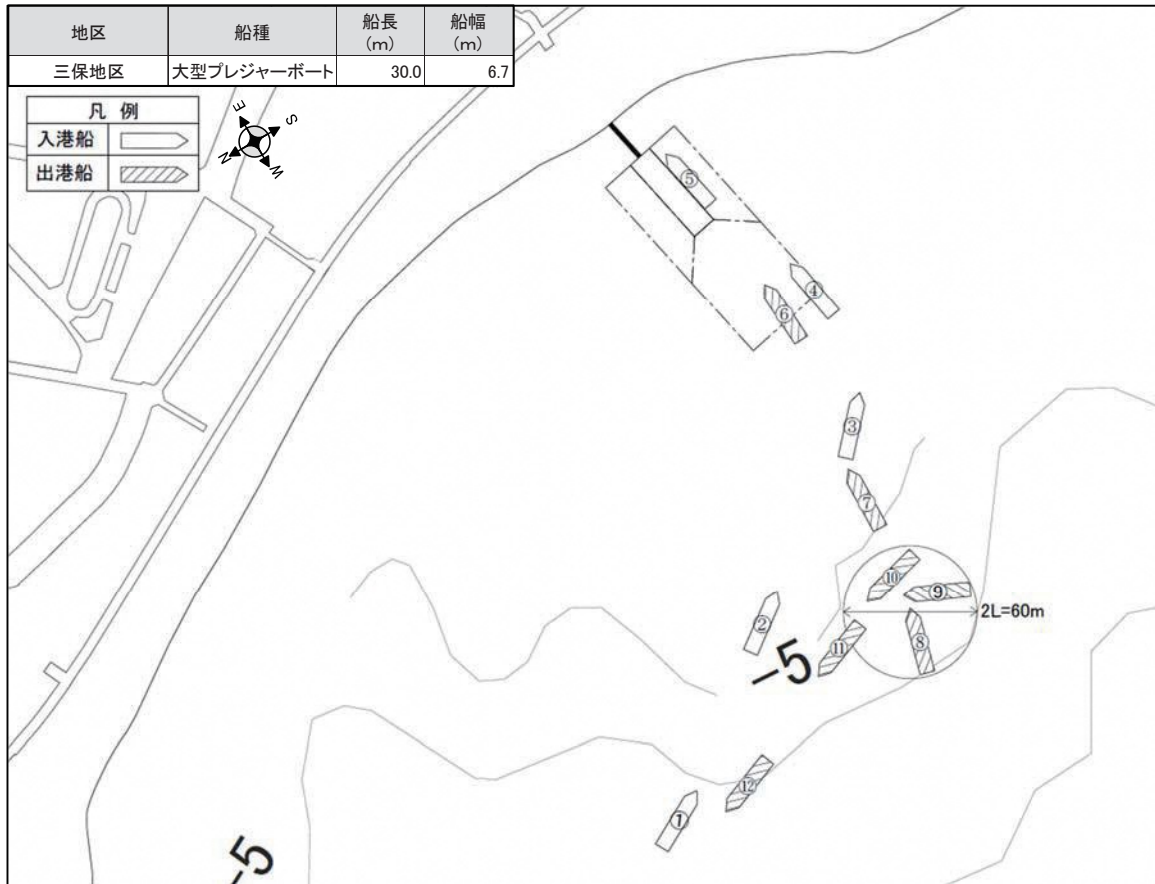


図 2 - 1 - 2 操船例図 (三保地区)

2-2 小型船だまり計画

(1) 計画変更の必要性

新興津船だまりについて、海上バスの利用に伴う対象船舶の大型化や港内の維持管理のために利用する浚渫船の航路幅の確保など、海上バス事業者及び漁業者からの要請に対応するため、小型船だまり計画の変更が必要である。

(2) 変更する小型船だまりの規模及び配置

変更する小型船だまりの規模及び配置は、次のとおりである。

表 2-2-1 変更する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	船舶種類(隻数)	施設規模	施設配置の考え方
新興津 ・興津	新興津 小型船 だまり	漁船 ・休憩用(24 隻) ・陸揚用(70 隻) ・準備用(70 隻) プレジャーボート ・常時係留(30 隻) ・一時係留(6 隻) 海上バス(1 隻)	・防波堤 335m(工事中) [既定計画の変更計画]	・泊地内へ浚渫船が 進入可能な航路幅 を確保。
			・防波堤(波除)50m(工事中) [既定計画の変更計画]	・浚渫船及び海上バ スの利用に伴う航路 幅の確保、泊地内 の静穏性確保のため に防波堤(波除) 50m 既設(工事中) の配置を港口部に 変更。
			・物揚場(-3)820m(工事中) [既設]	・既定計画どおり
			・船揚場 45m(工事中) [既設]	・既定計画どおり
			・埠頭用地 3.5ha(工事中) [既設]	・既定計画どおり

(3) 操船例図

今回変更する小型船だまりに係わる操船例図は、次のとおりである。

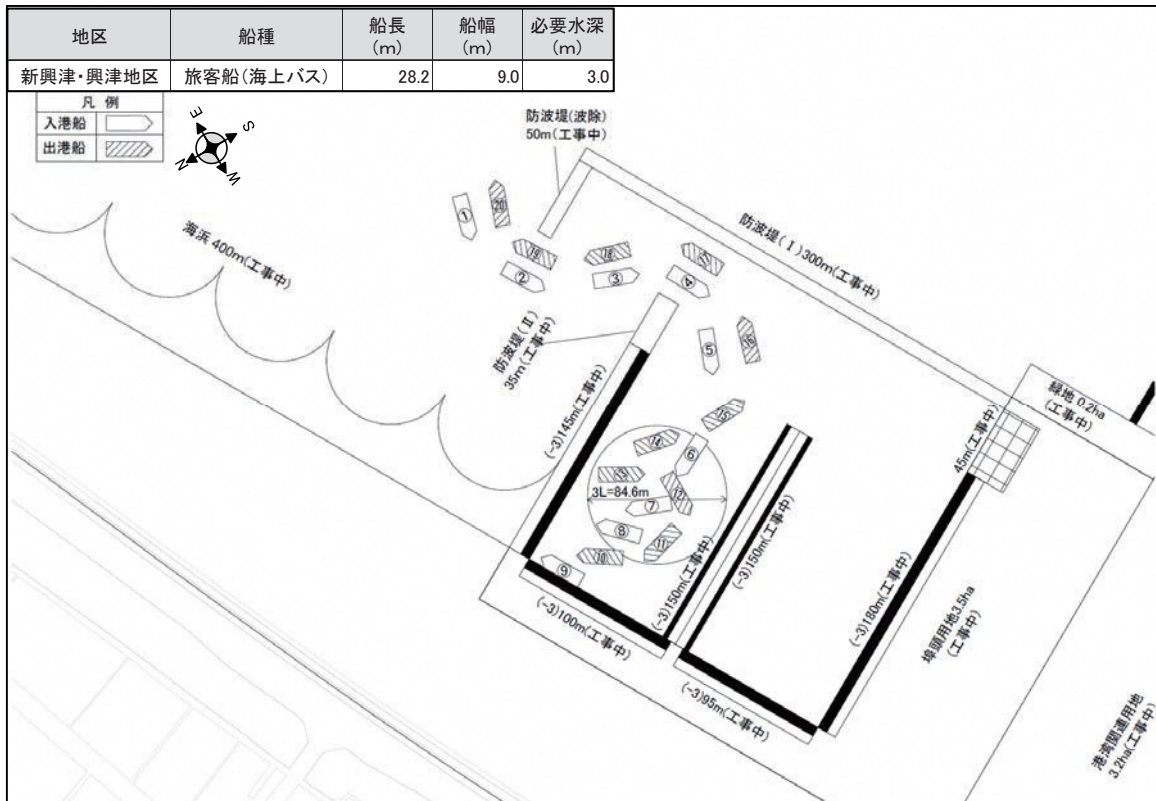


図 2 - 2 - 1 操船例図 (新興津・興津地区)

(4) 今回変更する小型船だまりの静穏度

変更する小型船だまりの静穏度は次のとおりである。

表 2-2-2 変更後の係留施設前面の波高 (m)

波向	①	②	③	④	⑤	⑥
SE	0.29	0.24	0.38	0.33	0.13	0.37
SSE	0.42	0.35	0.49	0.42	0.18	0.48
S	0.34	0.30	0.41	0.36	0.16	0.41

※荷役限界波高 0.5(m)

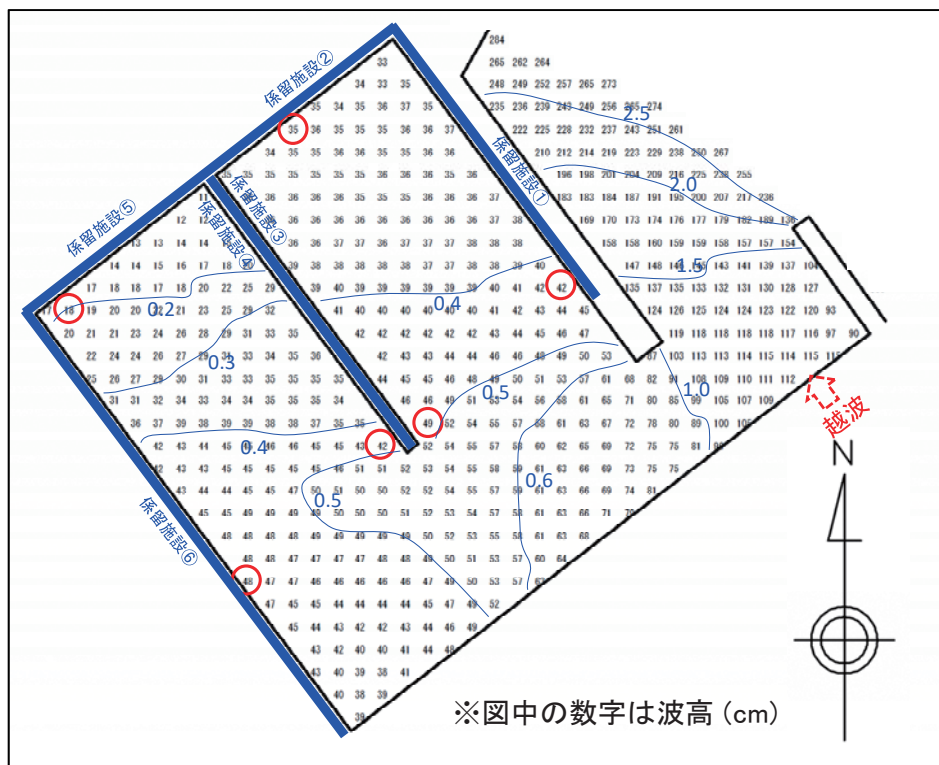


図 2-2-2 変更後の係留施設前面の波高

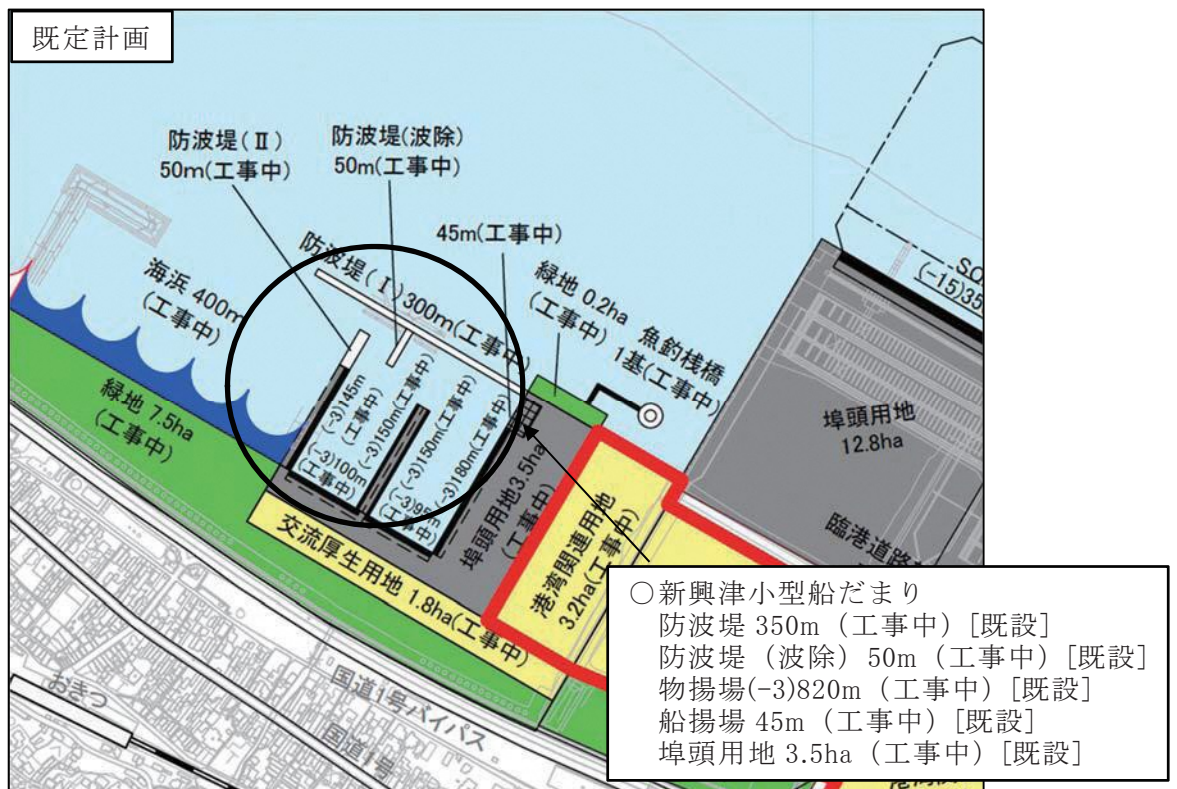


図 2-2-3 変更する小型船だまりの位置図 (新興津・興津地区)

2-3 臨港交通施設計画

(1) 計画変更の必要性

三保地区は、現港湾計画において海洋レクリエーション拠点に位置付けられているほか、周辺には豊富な観光資源があることなどから、海浜地と背後地域とのアクセス性の向上が求められる。

今回、陸域とのアクセスを強化するため、臨港交通施設を新たに計画する。

(2) 今回計画する臨港道路の規模及び配置

今回計画する臨港道路の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表 2-3-1 今回計画する臨港道路の規模及び配置

施設名	起点	終点	車線数	交通量 (台/時)	今回計画	配置の考え方
臨港道路 三保内浜線	市道 本村海岸 17号線	清水港海岸 三保地区	1	15	新規計画	海浜地と背後地 域を連絡するよ う配置する。



図 2-3-1 今回計画する臨港道路位置図 (三保地区)

3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地造成及び土地利用計画の変更

(1) 土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表 3-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積 (ha)	土地利用区分	面積 (ha)	
新興津・興津	交流厚生用地	1.8	交流厚生用地	1.5	地元住民・漁業関係者等が利用する商業施設や避難施設等の利便性向上を図るため、交流厚生用地及び緑地の土地利用区分や位置を変更する。
	緑地	7.5	緑地	7.8	
	合計	9.3	合計	9.3	
三保	—	—	交通機能用地	0.1	小型栈橋及び海浜地と陸域とのアクセス性の向上を図るため、交通機能用地を計画する。

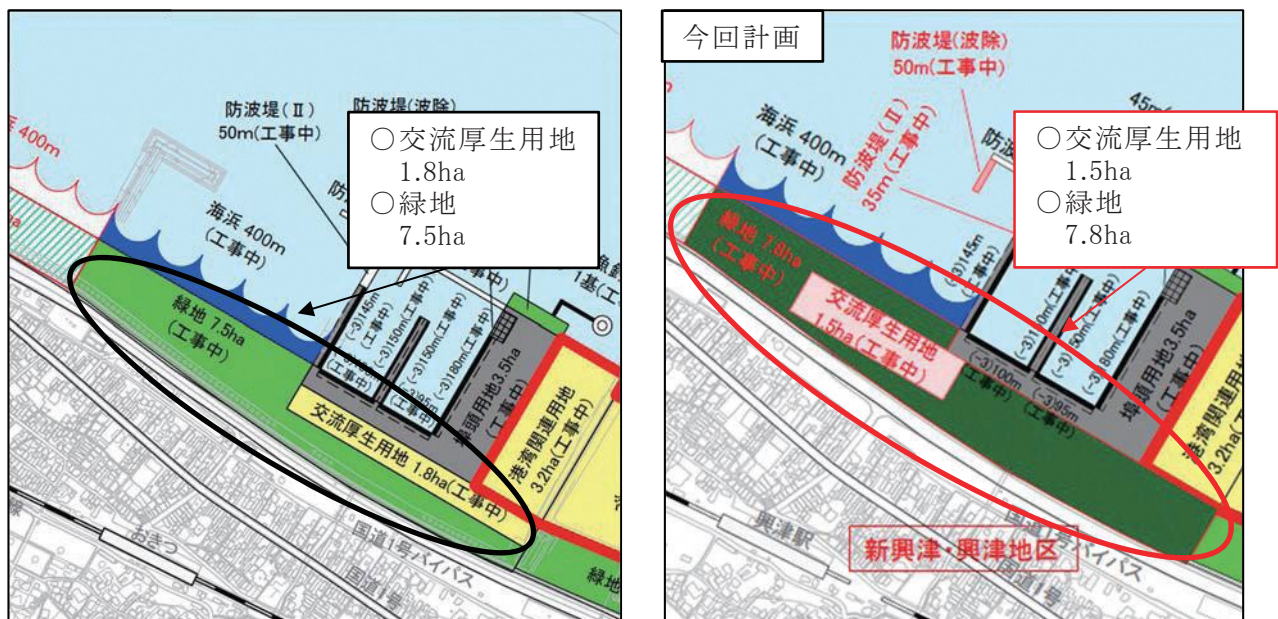


図 3-1-1 今回変更する土地利用計画図（新興津・興津地区）



図 3 - 1 - 2 今回変更する土地利用計画図（三保地区）

3 - 2 土地利用計画

土地利用計画は次のとおりである。

表 3 - 2 - 1 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面処 分用地	公共 用地	合計
新興津・興津	(56.0)	(41.5)	(1.5)			(8.0)		(19.0)				(126.0)
	56.0	41.5	1.5			8.0		19.0				126.0
三保	(0.5)	(3.6)		(4.8)		(0.1)						(9.0)
	0.5	3.6		4.8		0.1						9.0

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

表 3 - 2 - 2 変更前の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処理施 設用地	海面処 分用地	公共 用地	合計
新興津・興津	(56.0)	(41.5)	(1.8)			(8.0)		(18.7)				(126.0)
	56.0	41.5	1.8			8.0		18.7				126.0
三保	(0.5)	(3.6)		(4.8)								(8.9)
	0.5	3.6		4.8								8.9

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2:今回の変更に係る地区のみ記述した。

4 環境の保全に関する資料

4-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更において、造成される土地は港内側に位置しており、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(6) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5 その他の資料

5-1 新旧法線対照図

【新興津・興津地区】

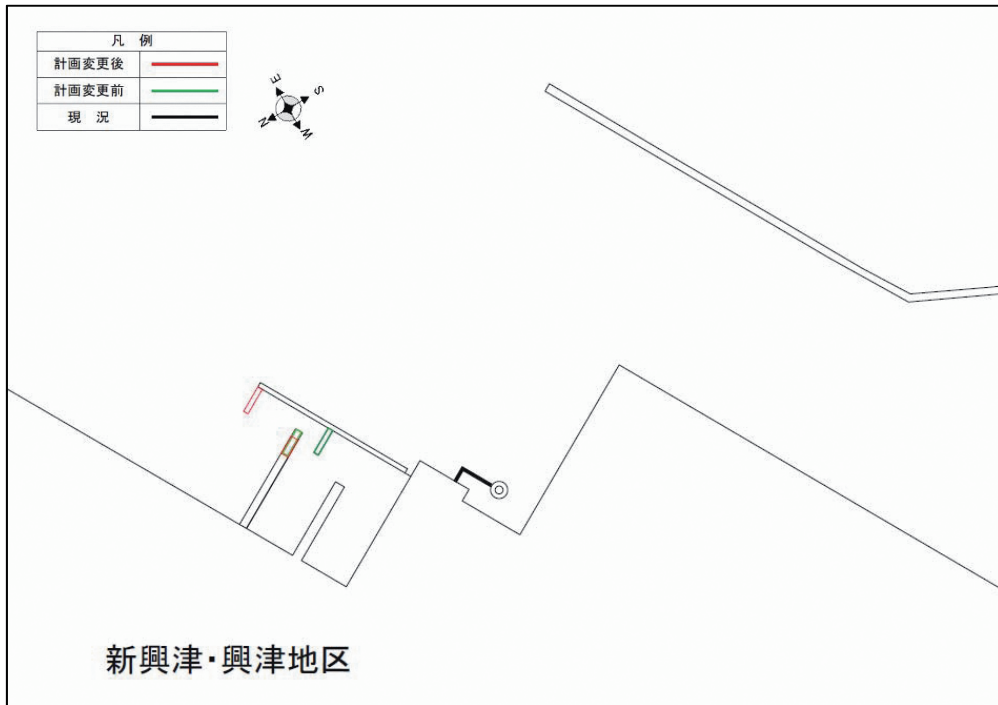


図 新旧法線対照図（新興津・興津地区）

5-2 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員(20名)

令和4年10月25日現在 (敬称略、順不同)

区分	職業又は役職	氏名
学識経験者 (8名)	株式会社静岡新聞社・静岡放送執行役員・東部総局長	海野 俊也
	常葉大学大学院環境防災研究科教授	重川 希志依
	マリタイムエコノミスト	篠原 正人
	静岡大学理学部地球科学科准教授	宗林 留美
	一般財団法人国際臨海開発研究センター調査役	富田 英治
	東京都市大学環境学部環境創生学科准教授	丹羽 由佳理
	静岡県商工会女性部連合会理事	平野 岳子
	東海大学海洋学部海洋理工学科教授	脇田 和美
港湾関係者 (6名)	特定非営利活動法人 NPO サポート・しみず理事長	磯谷 千代美
	一般社団法人日本船主協会	中井 英樹
	清水港運協会会長	西尾 忠久
	清水水先区水先人会会長	日比野 雅彦
	全日本海員組合静岡支部長	森本 雷行
	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	藪田 国之
国の地方 行政機関 の職員 (4名)	財務省名古屋税関長	松岡 裕之
	国土交通省中部地方整備局長	稲田 雅裕
	国土交通省中部運輸局長	大石 英一郎
	第三管区海上保安本部清水海上保安部長	戸田 陽一
県議会議員 (1名)	静岡県議会建設委員会委員長	飯田 末夫
臨時委員 (1名)	静岡市長	田辺 信宏

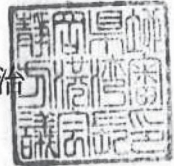


港 審 第 1 号
令和4年10月25日

静岡県知事 川勝 平太 様

静岡県地方港湾審議会

会長 富田 英治



港湾計画の変更及び港湾の重要事項について（答申）

令和4年9月8日付け港企第92号により諮問のあった下記事項について、
原案のとおり適当と認めます。

記

- 1 清水港港湾計画（軽易な変更）について
- 2 清水港折戸地区臨港地区内の分区の変更について
- 3 清水港袖師地区臨港地区内における構築物の建設許可について
- 4 田子の浦港依田橋地区臨港地区への編入及び分区の指定について